

## 自分の辞書を編纂することは危険か？そのとおり

筆者：ギャレット・スターンハーゲン (Garrett L. Sternhagen, Ph.D.) &

ピーター・シェクター (Peter Schechter)

特許実務家の仕事は、危険手当の受給資格に該当しないかもしれませんが、負われる重大な責任には、その特許が将来どのように解釈されるかを推測し、かつ、実務家が発明を説明するために使った用語によって引き起こされ得る潜在的な悪影響を回避することが含まれます。特許専門家のドラフティングツールボックスの中には、「辞書編集者」の役目を務めるための特許において使われる用語に特定の定義を割り当てる能力という強力なツールがあります。辞書編集者として、特許起草者は、用語の通常の意味を明確化するために、或いは、用語の広がった意味又は狭まった意味を持つ代替する用語を割り当てるようにシンプルに言い換える能力を持っています。辞書編集者のように行動する能力は、起草者が用語の「平易かつ通常の意味」と異なる意味でその用語を使いたい時に特に有用ですが、特許明細書にわたって専門用語の特定の使用に細心な注意を払わなかったことで意図せぬ結果をもたらしてしまうこともあり得ます。最近の訴訟事件 *Aortic Innovations LLC v. Edwards Lifesciences Corp.*<sup>1</sup>により、辞書編集者として行動する権限を意図せずに行使し、クレーム用語を非意図的に再定義することを回避するために、注意深いドラフティングと、用語の一貫した使用への心掛の重要性が強調されました。

当該 *Aortic* 事件において、連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) は、地方裁判所が下した、自己拡張型枠を備える経カテテールバルブアセンブリに関する *Aortic Innovations LLC* 社 (以下、「*Aortic* 社」という) の特許クレームの非侵害判決を認める、先例となる判定を下しました。*Aortic* 社は、*Edwards Lifesciences* 社 (以下、

---

<sup>1</sup> *Aortic Innovations LLC v. Edwards Lifesciences Corp.*, --- F.4th ---, 2025 WL 2999367 (Fed. Cir. Oct. 27, 2025).

「Edwards 社」という) が自社のバルーン拡張型枠を備える経カテテール心臓弁移植装置「SAPIEN 3 ウルトラバルブ」を製造及び販売したことで侵害していると主張しました。争点となったのが用語「外枠」(outer frame) 及びその関連用語「自己拡張型枠」(self-expanding frame) と「自己拡張型外枠」(self-expanding outer frame) の定義です。Aortic 社は、クレームにおいて数ある限定のうち外枠(outer frame) を記載した、概ね経カテテール心臓弁移植装置に関する 4 つの特許の侵害と主張しました。Aortic 社はまた、クレームに記載の外枠は Edwards 社のバルーン拡張型枠を含んでいると主張しました。地方裁判所は、Aortic 社の用語「外枠」と、「自己拡張型枠」と「自己拡張型外枠」との置き換え可能な使用の複数の例を引用して、「自己拡張型枠」を意味するクレームに記載の「外枠」を解釈しました。この理由から、Edwards 社のバルーン拡張型枠装置は Aortic 社の自己拡張型枠装置を侵害していないと判定されました。地方裁判所は、Aortic 社は(用語を混ぜ合わせたことで) 辞書編集者として行動し、争点となった 4 つの特許の全てにおいて「外枠」の通常かつ平易な意味を、「自己拡張型枠」を意味すると再定義したと結論付けました。

明示的な定義がない場合、クレーム用語は、その「平易かつ通常の意味」、すなわち、当業者により理解される意味を有すると解釈されます。特許明細書の目的は、米国特許審査便覧 MPEP Sec. 2173.01 に従い、「クレーム用語の用語集の役割を果たす」とされており、特許起草者は、特許明細書において用語に対する明示的な定義を含めることによって、特定の用語に対して代わりの意味を割り当てることができます。しかしながら、用語を再定義するために、明示的な定義は必要とされていません。裁判所は、用語は暗示的な使用によって再定義され得ると繰り返して判定しています。一方で、CAFC は、Aortic 事件において、「2 つの用語を単に代替するものとして指すことは、、、、、クレーム用語を再定義するのに十分ではない」と警告します。CAFC は、とはいえ「2 つの用語の一貫した明白な置き換え可能な使用」は、Aortic 社の特許の事件におけるその「平易かつ通常

の意味」以外の意味を有するように用語を再定義するのに十分であると示しています。

クレーム用語が、特許起草者が意図したものと異なって解釈されるという落とし穴を回避するために、クレームに記載された各用語に対する明白かつ一貫した単一の使用と意味を厳密に維持することが重要です。特許において単一の意味又は使用を有するように定義され、かつ、特許明細書全体にわたって唯一の定義された目的に使用されるクレーム用語は、特許起草者が意図した意味を有すると解釈される可能性が高いです。1つの用語と2つ目の用語とを置き換え可能に使用することで、特許文言が、特許起草者が意図したものと異なって解釈されるというリスクを招いてしまいます。*Aortic* 事件において、特許起草者は、用語の使用を混ざり合わせることも、用語を汎用の（外枠）と特定の（自己拡張型枠）実施形態として構成していたら、いい結果を得たかもしれません。自己拡張型枠が参照され説明された例示的な実施形態の個別の記載は、外枠を備える経カテテーバルブアセンブリの一般的な実施形態の記載に続けてすることができます。

汎用と特定の用語体系の使用（又は代替りのやり方）に加えて、用語の置き換え可能な使用が望ましい又は避けられない場合、特許用語に対する意図せぬ再定義から防御するために拡大記述（**broadening statement**）を用いることができます。拡大記述は、拡大された権利範囲を維持する、すなわち、特定の用語の広範な代替りの用語又は変形を包含する意図を伝えるために利用されます。拡大記述は、特定の用語が「特に限定されるものではない」（**not particularly limited**）と単に記述してもよいですが、それ以上の記載なしでその記述だけでは、拡大効果を伴わない単なる曖昧な「定型文」と見なされてしまう恐れがあります。より有用でリスクの低い拡大記述は、用語に包含されるが限定する意図のない代替りの用語の範囲を明示的に詳述するものです。例えば、*Aortic* 事件において、*Aortic* 社の「外枠は特に限定されるものではなく、硬質の枠、半硬質の枠、バルーン拡張型枠、

自己拡張型枠、又は、当業者により理解される他の任意の適した枠であり得る」という記載がされていたら、違う結果となっていたかもしれません。そのような拡大記述により、CAFCは、Edwards社のバルーン拡張型枠はAortic社の外枠に含まれるという異なるクレーム解釈を採用し、結果として、Edwards社はAortic社の特許を侵害したという判定を下したかもしれません。